

改修項目および関連事項記載表（統合版）

項目番号：(8)	
改修の具体案（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診実施機関において健診プログラムコードに埋めるべきコードを委託契約締結時に保険者が指定し、健診機関がその指定値を設定することをお願いする。</li> <li>・ 保険者で健診プログラムコードを確認行い、誤ったコードが設定されていると判断した場合は、保険者において、健診プログラムコードを適切と思われる値に、更新してもよい。</li> </ul>	
返戻ルール（案）等に関する意見	
仕様解説書における変更事項	
解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等
特定健診情報ファイル仕様説明書	<p>3.2.3.5 健診実施情報</p> <p>10.2.1 @code の説明に運用ルールを追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 健診実施機関において健診プログラムコードに埋めるべきコードを委託契約締結時に保険者が指定した場合は、健診機関がその指定値を設定して報告すること。</li> </ul>
特定健診情報ファイル（支払基金への実績報告用）仕様説明書	<p>3.2.3.5 健診実施情報</p> <p>10.2.1 @code の説明に運用ルールを追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託契約締結時に健診プログラムコードに埋めるべきコードを保険者等（事業主含む）が指定し、健診実施機関にその指定値を設定することを求めても良い</li> <li>➤ 保険者で健診プログラムコードの確認行い、誤ったコードが設定されていると判断した場合は、保険者において、健診プログラムコードを適切と思われる値に、更新してもよい</li> </ul>
手引きにおける変更事項	（各団体から出されている意見）
頁、行番号	具体的な記載案等
P6:1-2-2④	
	<p>計画上、また予算積算上、実施予定者を推定することは保険者として当然のことである。</p> <p>他の法令に基づく分についても、ある程度保険者は把握していることが前提なので、健診機関との契約時に、コードを正確に入れることを取り決めておく。</p>

	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
	個別契約の場合、XML提出でない場合があるため、当該ケースも考慮していただきたい。
P15:2-2-1①②	
	計画上、また予算積算上、実施予定者を推定することは保険者として当然のことである。 他の法令に基づく分についても、ある程度保険者は把握していることが前提なので、健診機関との契約時に、コードを正確に入れることを取り決めておく。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
	個別契約の場合、XML提出でない場合があるため、当該ケースも考慮していただきたい。
P17:脚注*4	
	自前の施設で事業主健診を実施している場合のこと。 ここにもコードを正確に入れることを加筆する。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
P20:脚注*1	
	自前の施設で事業主健診を実施している場合のこと。 ここにもコードを正確に入れることを加筆する。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
P45:4-1-1	
	文末尾の表の前に追加 なお健診データには、健診プログラムサービスコードによる健診種別も含むよう依頼する。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
	実施形態に変更はない。要確認。
P45:4-1-2	
	「保健指導については～」の前に追加 なお健診データには、健診プログラムサービスコードによる健診種別も含むよう依頼する。

	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
P46:4-1-3	
	文末尾の表の前に追加 なお健診結果データには、健診プログラムサービスコードによる健診種別も含むよう依頼する。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
P47:図表 21 に追加	
	健診プログラムサービスコードの表を追加 *表は健診機関→保険者 渡しの部分（国への報告はこの図表には入れない）
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
	総合健保・協会けんぽの被保険者から伸びている矢印を変更。
P48:4-2 ① 9 行目に追加	
	～受領元事業主（あるいは当該事業主の委託する健診機関）とのデータ受領に関する協議・調整（データ受領のタイミングや方法、 <u>健診プログラムサービスコードによる健診種別、費用支払の有無等</u> ）、そして～
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
	P114 からの 7-1 標準的なデータファイル仕様で整理してはどうか？
P52:4-3-1 ① 3 行目に追加	
	～この場合、医療保険者は事業主等から健診結果データを受領することにより特定健康診査の実施に換えることができる。なお健診結果データには、健診プログラムサービスコードによる健診種別も含むよう依頼する。
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。
P124:7-2、脚注	
	ファイルの提出は決して「容易」では無いため現場では苦労している。従って本箇所の書き振りは十分に配慮してほしい。

	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。	
	P123:7-2、脚注へ変更	
P125:7-2-3		
	データ作成者 1行目に追加 基本的には、健診・保健指導を実施した者が、 <u>健診プログラムサービスコードによる健診種別も含んだデータ</u> を作成することとなる。	
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。	
P126:7-2-5 ③		
	健診実施後速やかに健診プログラムサービスコードによる健診種別も含んだデータを受領し～	
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。	
P128:⑧ 6行目		
	個人からのデータ受領体制の構築 受診者本人から個々に受領する（集める）方が合理的であるが、健診プログラムサービスコード表のどの健診に該当するのかの確認も必要である。	
P128	表の追加 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">           &lt; 健診種別（健診プログラムサービスコード） &gt;            000：不明            010：特定健診            020：広域連合の保健事業            030：事業者健診（労働安全衛生法に基づく健診）            040：学校健診（学校保健法に基づく職員健診）            050：生活評価機能            060：がん検診            090：肝炎検診            990：上記ではない健診（検診）         </td> </tr> </table>	< 健診種別（健診プログラムサービスコード） > 000：不明 010：特定健診 020：広域連合の保健事業 030：事業者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 040：学校健診（学校保健法に基づく職員健診） 050：生活評価機能 060：がん検診 090：肝炎検診 990：上記ではない健診（検診）
< 健診種別（健診プログラムサービスコード） > 000：不明 010：特定健診 020：広域連合の保健事業 030：事業者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 040：学校健診（学校保健法に基づく職員健診） 050：生活評価機能 060：がん検診 090：肝炎検診 990：上記ではない健診（検診）		
	※手引きは、方針を記載し、システム仕様（サービスコード等）を記載しないほうが良いと思われる。	
政省令、通知等おける変更事項（各団体から指摘されている箇所）		
名称等、条項番号等	具体的な記載案等	
省令第157号実施基準第2	安衛法健診、その他の法令に基づく健診は特定健診年度の区切	

条	りと違うこともあるので、第 2 条を以下のように加筆訂正。 第二条 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）およびその他の法令に基づき次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、実施日を特定健康診査を実施した年度と同年度とし、法第 21 条第 1 項の規定により、当該保険者は～
保発第 0328003 号	ファイル仕様の健診プログラムサービスコードの徹底
保発第 0710003 号	国への実績報告時の健診プログラムサービスコードの徹底
保発第 0117003 号	事業主への協力依頼
Q & A 等からの反映事項	（各団体から出されている意見）
Q & A 区分、番号	具体的な反映すべき事項案等
1-①-23	健診機関側で、どの法令に基づく健診なのか～該当するコードを入れること、それを契約時に取り決めておくことを加筆する。
1-③-1,3,4,15,18,20	健診機関側で、どの法令に基づく健診なのか～該当するコードを入れること、それを契約時に取り決めておくことを加筆する。
1-⑥-20	同上。
2-③-2	事業主との連携～さらに、新ルールでのコードを健診機関に入れてもらうことを、明記する。
2-④-6,7	同上。
4-①-27	事業主健診である等、他の法令に基づく健診の場合は、補助金の対象外であることを、明記する。
4-②-1,3,20	同上。
5-①-30	事業主との連携～さらに、新ルールでのコードを健診機関に入れてもらうことを明記する。
6-① 新規追加	Q「平成 25 年度以降の受診分については、国から健診種別（事業主健診等）の明確化が厳密に求められるということだが、保険者側として具体的にどのように対応すれば良いか？」 A「健診結果データファイルには、健診種別を設定する健診プログラムサービスコードという項目があるため、個別契約の健診機関や事業主等へ健診結果データファイルの受領に関する依頼をする際に、実態に沿った健診種別を必ず設定するよう周知する。（『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き』の P128『7-2-6 データ作成における注意事項』の①を参照）」

6-④-2	健診機関側で、どの法令に基づく健診なのか～該当するコードを入れること、それを契約時に取り決めておくことを加筆する。
8-②-3	国保の場合も、事業主健診はあり得る。

